

枠	カテゴリ	Q.質問	A.回答
省エネ	1.制度一般	既存の設備リース契約から新規購入は対象か。	リースから新規購入は対象となります。（市内の事業者の電気代負担軽減を図るため）
省エネ	1.制度一般	省エネになった数値の基準はあるか。 何%以上削減する必要があるなど。	対象設備に関して、数値的な基準は設けておりません。少しでも省エネ効果があれば対象となります。
省エネ	1.制度一般	特定の型番など設備の指定はあるか	特定の型番・機器の指定はございません。
省エネ	1.制度一般	貸室（会議室やサークル等が活動する部屋等）は対象となるか。	光熱費の負担が申請者側となっている場合は対象となります。
省エネ	1.制度一般	設備の中の部品を交換すると省エネ効果がある。対象となるか。	設備が新品になる場合は対象ですが、中の部品等の交換については対象外となります。
省エネ	2.対象要件	エネルギー使用量の削減とは具体的にどのようなものか。 申請時の入力（記載）はどうしたらよいか。	<ul style="list-style-type: none"> ・更新前と比較できればエネルギー消費量の比較でなくとも構いません。（例：エネルギー消費効率冷暖平均COPが3.20より3.64に増加） ・カタログ値で更新前と比べて消費電力量が〇%削減などご記載をお願いします。 ・更新前の設備の情報の取得が難しい場合は、概ねの数値で構いませんので、「既存設備の取得から10年以上経過しており、今回の最新設備への更新により、〇%程度の消費電力削減が見込まれる」などの入力をお願いします。 ・複数設備ある場合はそれぞれのパーセンテージの入力をお願いします。 ・更新後の機器の「省エネ達成率〇%」だけでは比較ができないため、削減量or削減率等の比較数値は必要とします。

枠	カテゴリ	Q.質問	A.回答
省エネ	2.対象要件	エネルギー使用量の削減効果はどのように計算すればよいか。	<p>・購入設備のエネルギー使用量（kWh等）と、既存設備のエネルギー使用量（kWh等）を以下のように割り算することを想定しています。削減量（％）＝ $\frac{[\text{既存設備の使用量}] - [\text{購入設備の使用量}]}{\text{既存設備の使用量}}$</p> <p>・エアコン等であればAPF・COPなどのエネルギー効率を示す数値の差を記入する形でも構いません。</p> <p>※使用量の数値は、カタログ等で確認または購入先またはメーカー等にお尋ねください。</p>
省エネ	2.対象要件	長年使用した設備を同じものに更新するが、対象となるか。型番も同じであり、カタログ上消費電力は数値が同じのよう。	<p>一般的に同じ製品であっても、最新のものの方が性能が良いと考えられます。前述のとおり「既存設備の取得から10年以上経過しており、今回の最新設備への更新により、〇％程度の消費電力削減が見込まれる」などの大まかな数値のご入力をお願いします。</p>
省エネ	2.対象要件	燃料使用した乾燥機から電気式に変更予定。省エネの数値をどのようにしたらよいか。	<p>既存の設備の燃料代と更新後の設備の電気代（見込み：メーカー問い合わせなどしていただく）を例えば1か月とかで水平比較していただき、料金の削減率を省エネ率としてご入力ください。</p>
省エネ	2.対象要件	<p>現在のものより、設備の出力（能力）を大きなもの買い替えるのは対象か。</p> <p>例えば家庭用のものから業務用のエアコンや冷蔵庫に更新した場合、既設品よりも消費電力量は上がる可能性があるが、対象とするのか？</p>	<p>・消費電力量は増加しても、効率の改善があれば対象となります。（例えば、エアコンの場合は1畳あたりの消費電力量が更新前モデルと比較し、省エネとなっているなど）</p> <p>・既存設備のメーカーに問い合わせるなどして、省エネ効果の確認をお願いいたします。</p>

枠	カテゴリ	Q.質問	A.回答
省エネ	3.対象設備	コピー機・プリンターも対象となるか。	業務用であると判別でき、省エネ効果があるものへの更新であれば、対象となります。 なお、案内に記載のとおり、パソコンやスマートフォンなど事業専用か否か判別が付かないものについては、対象外です。
省エネ	3.対象設備	エアコンの室外機のみ更新は対象か	省エネ効果が認められれば対象となります。
省エネ	3.対象設備	車両の買い替えは対象か。	事業用設備を対象としているため、社用車、トラックなどの車両は対象外となります。 しかし、「償却資産の分類」で、機械及び装置に分類される土木建設機械（ブルドーザー、パワーショベル等）は対象となります。前述のトラックなど単に人や物を運ぶものは「車両及び運搬具」に該当するため、対象外となります。検討中の設備がどの分類に該当するか不明な場合は、税理士または横須賀市資産税課（046-822-8202）へお問合せください。
省エネ	3.対象設備	可動式の設備（スポットクーラーや暖房器具等）は対象か。	事業専用を使用するもの、既存設備からの更新、省エネ効果が認められる、の3つの要件を満たせるものであれば対象となります。
省エネ	3.対象設備	もともと客席に設置していたものを更新後は別の場所（事務所やバックヤード等）に設置する場合も対象となるか？	設置場所の変更は可能ですが、更新であることを確認するため、申請時に現行のエアコンの写真を添付してもらい、実績報告時に元の設置場所のエアコンが外されていることが確認できる写真も添付していただきます。

枠	カテゴリ	Q.質問	A.回答
省エネ	3.対象設備	空調の設置場所が更新前と別の場所に設置する予定だが、費用がかさむので更新前の機器の処分はしないつもりだが問題ないか。	「機器の更新」が対象のため、前述のとおり、元の場所に設置されたものが撤去されている写真か、更新前のものが使用できないということが確認できるものを添付してもらう必要があります。
省エネ	3.対象設備	ボイラー入れ替え、省エネ数値がほんの僅かだが、対象か。	少しでも省エネ効果があれば対象となります。数値的な基準は設けていません。
省エネ	3.対象設備	店舗入り口のドアの交換は対象か。隙間風が改善し、暖房効率があがる。	対象外です（直接的に省エネに資するものが対象のため）。
省エネ	3.対象設備	冷蔵庫と冷凍庫が一体型のもを使用しているが、冷蔵庫、冷凍庫を別々に購入しても対象となるか。	冷蔵庫と冷凍庫部分の省エネ効果をそれぞれお示しいただければ対象となります。容量が大きくなっても、1リッターあたりの消費電力量が下がっていることを示せば対象とします。
省エネ	3.対象設備	設備の更新に合わせて分電盤も更新しようと考えているが、対象となるか。	分電盤はエネルギーを使用しないもののため、対象外です。経費内訳に含まれていた場合は、除外します。
省エネ	3.対象設備	物件を借りて開業するが、元々あった設備を更新しても対象か？	元々あるものの写真が提出できて、省エネになるものへの買い替えであれば対象とします。
省エネ	3.対象設備	オーブンが対象になるか。	電気で動くものであれば、消費電力が少なくなって効率の上がっているものであれば対象となります。ガスの場合も同様にガス消費の効率が上がっていれば対象です。
省エネ	3.対象設備	LED照明は対象になるか。	調光機能がないもののみ対象となります。
省エネ	3.対象設備	別のテナント等に移転する予定がある。移転先で設置する設備は対象になるか。	移転先に元から付属の設備を交換する場合は、それと比較して省エネになれば対象となります。新旧ともにオーナー側でなくテナント側の持ち物でないと対象になりません。